

令和4年5月23日  
東京都労働委員会事務局

## 東京都労働委員会をご利用される皆様へのお願い

東京都労働委員会事務局では、5月23日以降新型コロナウイルス感染症のリバウンド警戒期間が終了しますが、基本的な感染防止対策の徹底が必要であるため、下記のとおり取り扱いますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 相談、書面の收受等

窓口での相談や書類の受理については、来庁による対応が可能ですが、人との接触を減らすため、以下の取扱いについてもご活用ください。

- (1) 電話・Web相談（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請の手続に関するもの）
- (2) 郵送による書面の收受等（不当労働行為救済申立て、労働争議調整申請、労働組合資格審査申請等に関するもの）
- (3) 郵送又はファクシミリによる書面の收受等（係属中の不当労働行為事件、争議行為発生の届出、公益事業に係る争議行為予告に係る提出書面等）

#### 2 来庁者の皆様の感染防止対策

- (1) 来庁者の皆様の安全確保のため、来庁の際はマスクの着用、手指の消毒をお願いします。また、「3密」を避けるため、調査室内の人数制限等を行います。
- (2) 飛沫感染防止のため、受付や調査室にはパーテーション等を設置し、委員や担当者はマスク等を使用させていただきます。

#### 【問合せ先】

東京都労働委員会事務局  
審査調整課  
電話 03-5320-6986